

15. 啓発活動・ボランティア

障害者週間

1975年12月9日に国際連合総会で「障害者の権利宣言」が採択されました。わが国では、障害者基本法に基づき12月3日から9日までを「障害者週間」と定め、障害や障害のある方に対する理解を深めるとともに、障害のある方の社会参加への意欲を高めることを目的に、国や地方公共団体、関係団体などがさまざまな取り組みを行っています。

久留米市でも、市民の皆さんに障害者の福祉について関心と理解を深めていただくために、市民の皆さんから様々な企画を募集し、セミナーや地域交流会などの啓発事業を行っています。

世界自閉症啓発デー（発達障害啓発週間）

平成19年12月に国連総会において、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」に定める決議が採択され、我が国では、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会が組織されるとともに、4月2日から4月8日を「発達障害啓発週間」と定め、自閉症をはじめとする発達障害について社会全体の理解を広めるための啓発活動を全国各地で行っています。

本市においては、毎年この時期に市民啓発を行い、一人でも多くの皆様に、発達障害について理解が深まり、発達障害の人々にとっても暮らしやすい社会になるよう取り組みを進めます。

手話奉仕員の養成

【内容】 手話通訳に必要な技術等を習得して、聴覚障害者の方とのコミュニケーションやボランティアなどに役立ててもらうため、手話講座を開催しています。

【対象者】 久留米市内にお住まいか久留米市内に通勤・通学している15歳以上の方

【開催時期】 毎年4月～5月ごろに開講しています。

【応募方法】 開催前に、開催期間や申込方法などを、「広報くるめ」に掲載しますので、詳しくは掲載内容をご確認ください。

問合せ先・申込窓口

久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
---------------	-----------	----------	---------------	-----------------

要約筆記者の養成

【内容】 発言者の話を聞いてパソコンで要約する必要な技術等を習得して、聴覚障害者、手話習得の困難な中途失聴者や難聴者の方とのコミュニケーションやボランティアなどに役立ててもらうため、要約筆記者の養成講座を開催しています。

【対象者】 久留米市内にお住まいか久留米市内に通勤・通学している15歳以上の方

【開催時期】 毎年1回（前期・後期）開講しています。

【応募方法】 開催前に、開催期間や申込方法などを、「広報くるめ」に掲載しますので、詳しくは掲載内容をご確認ください。

問合せ先・申込窓口

久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
---------------	-----------	----------	---------------	-----------------

地域保健福祉の推進

高齢者や障害者をはじめ、すべての市民が一人の人間として尊重され、住み慣れた家庭や地域で、健やかで安心して生活できる福祉社会を築くためには、地域の自治協議会や民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員など関係者をはじめ、市民の理解と協力が必要です。

社会福祉協議会と保健所や地域包括支援センターなどが連携して、ボランティアやNPOの活動をはじめ、地域住民による様々な保健福祉活動の育成支援やネットワーク作りを進めています。

ボランティアセンター

ボランティアセンターは社会福祉協議会に設置されたボランティア活動に関する相談窓口です。ボランティアを必要としている人にボランティアの紹介をしたり、また、ボランティア活動に参加したいという人にボランティアグループや福祉団体、施設などの活動の場を紹介したりするなどのコーディネートを行っています。

また、ボランティア活動の活性化を目的として、ボランティアグループの組織化支援や、ボランティア活動保険の加入事務、各種ボランティア養成講座の企画・実施、久留米市ボランティア連絡協議会の活動支援なども行っています。

問合せ先・手続窓口				
久留米市社会福祉協議会 ボランティアセンター	〒830-0027	長門石 1-1-34	☎0942-34-3035	FAX0942-34-3090

ボランティア連絡協議会

久留米市内のボランティアグループ、約80団体で構成する連絡組織。

ボランティア団体間の連絡を密にするとともに、情報交換・人的交流、協働の取り組みを通じて、ボランティア活動の活性化と活動内容の充実を図っています。

グループ単体では困難な研修やイベント、情報発信など連絡協議会のスケールメリットを活かした活動を展開しています。

問合せ先・手続窓口				
久留米市社会福祉協議会 ボランティアセンター	〒830-0027	長門石 1-1-34	☎0942-34-3035	FAX0942-34-3090

ふれあいの会

ふれあいの会は、校区社協が推進する地域福祉の向上のために地域住民が参加して組織されたボランティア団体です。校区内の一人暮らし高齢者や、高齢者のみの世帯、障害のある方の世帯など、見守りが必要な世帯への定期的な声かけなどを行う「小地域ネットワーク活動」や「ふれあい食事サービス」、「ふれあい・いきいきサロン」など、校区社協が進める地域福祉活動を担います。

問合せ先・手続窓口				
久留米市社会福祉協議会 地域福祉課	〒830-0027	長門石 1-1-34	☎0942-34-3035	FAX0942-34-3090

小地域ネットワーク活動

地区社協が進める地域福祉活動のもっとも基本となる活動が「小地域ネットワーク活動」です。この活動は、ふれあいの会の会員が2～3人のペアを組み、地域の一人暮らしの高齢者等のお宅を訪問し見守りや安否の確認、話し相手など、訪問を通じて様々なアプローチを行い、孤独解消や孤独死の予防に努めます。

問合せ先・手続窓口				
久留米市社会福祉協議会 地域福祉課	〒830-0027	長門石 1-1-34	☎0942-34-3035	FAX0942-34-3090

ふれあい食事サービス活動

ふれあい食事サービス活動は、「食」を通じて、高齢者の交流の機会と生きがいを提供しようとするものです。ふれあい食事サービス活動は「会食会」と「配食」に大別され、「会食会」は校区コミュニティセンターを会場に、地域の高齢者を招いて行われます。「配食」は、ふれあいの会などボランティアの手で直接自宅までお弁当等を届けるもので、地域の状況やニーズにより、いずれかもしくは両方の活動が展開されています。

問合せ先・手続窓口				
久留米市社会福祉協議会 地域福祉課	〒830-0027	長門石 1-1-34	☎0942-34-3035	FAX0942-34-3090

ふれあい・いきいきサロン活動

ふれあい・いきいきサロン活動は、「小地域で行う地域住民の交流会」です。

ふれあい・いきいきサロン活動では、活動の範囲を「校区」よりもさらに小さくし、私たちの親密な生活圏（自治会や町内会程度）を単位としています。

お互いの顔や家のわかる程度の範囲を対象に、高齢者や障害者、児童をはじめとした地域住民とボランティアが一緒になって企画し、運営することで、個別の福祉課題発見の場とするとともに、仲間づくりと孤独防止を進めます。

問合せ先・手続窓口				
久留米市社会福祉協議会 地域福祉課	〒830-0027	長門石 1-1-34	☎0942-34-3035	FAX0942-34-3090

